

ご担当者の中で、ご閲覧ください。

皆様が気になる「お役立ち情報」をお届けします！

回 覧						
--------	--	--	--	--	--	--

マルトヨ newsletter

6

2014
月号

VOL.

038

編集担当者からひとこと

こんにちは、(株)マルトヨの佐藤です。先日、ダイヤモンド富士が見られる田貫湖に行ってきました。ここは毎年4月と8月に富士山の山頂から日が昇り、湖面に映る朝日とのダブルダイヤモンドが見られる事で有名なスポットです。今年は残念ながら唯一予定の空いたその日が生憎の空模様で、いつもは大勢のカメラマンで混雑する湖畔もガラガラでした。ちなみに写真は正月に竜ヶ岳山頂から写したダイヤモンド富士です。要は場所を変えれば通年見られる訳なので、ご興味があったら徘徊しては如何ですか？



編集担当：佐藤

NEWS

01 隣の家の無線 LAN の電波を使ったら窃盗になるの？

いきなりですが、クイズです。

「隣の家から漏れてくる無線 LAN の電波を使って通信する行為は、電波の窃盗として罪に問われるのでしょうか？」



解答と解説は後半で行いますが、告白しますと実は私、昔は自宅でまさにそれをやっています・・・いや、別に好きでやっていた訳ではありません。自宅でノートパソコンを起動するたびに、良い具合に隣の家の無線 LAN アクセスポイント (AP) を挿んでしまっていたのです。しかも全くもって暗号化されていないときた。当時私の自宅には AP を立てていませんでした。したがって、私のノートパソコンはその暗号化されていない AP を見つけると、ついふらふらと引き寄せられて、その AP はネットサーフィンなどに使われてしまうわけです。

というか私が使っちゃうわけです。無線 LAN を暗号化しないで使うなんて、そっちだって責任があるんじゃないだろうか？そういう意味では私はハメられていたのかもしれない。被害者だったのかもしれない。そしてこんな事を言っているのは「盗人猛々しい」のかもしれない。これは少々反省。しばらくそんな無線 LAN ライフを送りましたが、今はもう自宅の近所にそうした AP は無くなりました。ここ数年で自宅周辺の AP はどれも鍵付きのアイコンになっていますし、私の自宅にもきちんと暗号化した AP を立て、フリーダムな時代は終わり健全な状態になりました。

他方、我々の業務の中で「無線 LAN が使用中に切断される」といったトラブルも稀に起きています。そんな時思うのは電波が見えれば良いのに、ということ。自分の AP から発する電波が見えれば、最適な電波が使えます。実は「電波を見る」という行為は結構需要があります。ある種のソフトウェアを使って電波の強弱の状態をグラフ表示し、それをチェックしながら無線 LAN 環境を構築するといった作業もあります。オフィスで AP を立てる際は、近隣のオフィスと電波の干渉しないよう、まず「見える化」することが重要なですね。

さて、冒頭のクイズの答えです。結論を言うと「窃盗にならない」のです。刑法では、窃盗の対象とされるものが決められていて、電波はその対象ではありません。適用される法律があるとすれば、いわゆる不正アクセス禁止法なのですが、何のセキュリティ対策も取らず、誰でも使える状態になっている機器は、この法律が保護する対象には入りません。ちなみに電気は窃盗の対象になりますので、喫茶店などで断りも無くコンセントを使ったりしないようご注意ください。

お客様の満足と喜びを
私たちのよこびとします！



発行：株式会社 マルトヨ

〒444-0008

愛知県岡崎市洞町字宮ノ腰2-1

URL: <http://www.marutoyo.info>

マルトヨ

検索

TEL: 0564-24-9138 FAX: 0564-25-1391

